

各 位

2017年2月14日

SBIホールディングス株式会社

SBI マネープラザ株式会社

SBI マネープラザにおける社員 IFA 制度の創設に関するお知らせ

当社（本社：東京都港区、代表取締役執行役員社長：北尾 吉孝）の子会社で、証券、保険商品、住宅ローンなどの幅広い金融商品を取り扱う店舗を全国で展開する SBI マネープラザ株式会社（本社：東京都港区、代表取締役執行役員社長：太田 智彦、以下「SBI マネープラザ」）は、リテールビジネスの強化を図るべく、社員 IFA 制度を本日創設しましたのでお知らせいたします。

記

1. 創設の背景

IFAとは、Independent Financial Advisorの略で、特定の証券会社に属さず、独立・中立的な立場から、投資家であるお客様のニーズに応じた資産運用のアドバイスを行う、金融分野のスペシャリストです。既に海外ではIFA制度の利用が広がっていますが、日本においても少額投資非課税制度（NISA）の普及などにより中長期にわたる資産運用ニーズが高まってきたことで、中立的なアドバイスが受けられるIFAを利用した投資が広がりつつあります。また近年、フィデューシャリー・デューティー（顧客本位の業務運営）の徹底が求められる中、今後IFAが果たす役割はますます重要になっていくものと考えられます。

SBIマネープラザでは顧客本位のサービス提供を徹底すべく、新たに社員IFA制度を創設し人員の拡大を図るとともに、社員IFAが質の高いサービスを提供できる環境を整えていくこととしました。

2. 社員IFA制度の概要

SBIマネープラザの社員IFA制度では、一定の資格と実務経験を有する者を社員として採用します。収益に応じて最大50%の報酬を社員IFAが受け取れる明確な報酬体系を定めるとともに、月間賃金の最低保証制度及び在宅勤務制度を設け、福利厚生などの社内制度も他の社員と同様に受けられるようにするなど、安定的に働ける環境を整えます。

また、金融商品仲介業者であるSBIマネープラザが取り扱う金融商品は、証券、保険商品だけでなく、住宅ローンなどの銀行商品やファンド商品など多岐にわたるため、お客様に対して様々な金融商品をワンストップでご紹介することが可能です。お客様の様々なニーズに沿う形で多様な提案を行うことができるほか、お客様との長期的な信頼関係を築いていく体制も構築してまいります。

このように安定した雇用形態やお客様目線に立った自由度の高いコンサルティングが行える体制を整備することで、社員IFAと相談を受けるお客様との間の利益相反を抑え、win-winな関係を

構築し、時代のニーズに合った顧客満足度の高いサービスの提供を目指してまいります。

SBIマネープラザは、社員IFA制度を拡大し質の高いサービスを提供するとともに、今後も一人ひとりに最適な金融商品を提供する「日本最大の金融商品ディストリビューター」を目指し、魅力ある商品・サービスの提供を通じて、「顧客中心主義」の徹底に努めてまいります。

以上

【SBI マネープラザ株式会社】

- ・第二種金融商品取引業者、投資助言・代理業者
登録番号： 関東財務局長（金商）第 2893 号
- ・金融商品仲介業者
登録番号： 関東財務局長（金仲）第 385 号
所属金融商品取引業者： 株式会社 SBI 証券（関東財務局長（金商）第 44 号）
日産証券株式会社（関東財務局長（金商）第 131 号）
- ・銀行代理業者
許可番号： 関東財務局長（銀代）第 268 号
所属銀行： 住信 SBI ネット銀行株式会社
- ・貸金業者
登録番号： 関東財務局長（1）第 01504 号

本プレスリリースに関するお問い合わせ先：

SBI ホールディングス株式会社 コーポレート・コミュニケーション部 03-6229-0126

SBI マネープラザ株式会社 総務人事部 03-6229-0876